

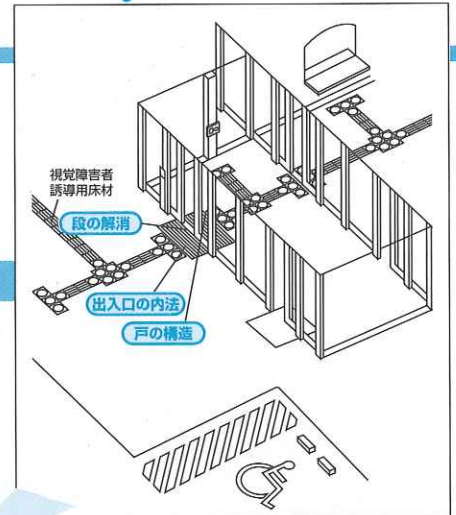
0 整備マニュアルの見方

チェック

どのような点に留意して整備を行うか、着眼点を示しています。

1 建築物

(1) 出入口 ①



設計のポイント

主な考え方と設計上のポイントをまとめています。

設計のポイント

建築物の出入口は、多くの人々の動線が重なる部分であり、高齢者、障害者等を含む誰もが支障なく容易に通過できる必要があります。

- 車いす等が通行しやすくするために、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないことに配慮が必要です。
- 視覚障害者を誘導する誘導用床材が必要です。また、誘導鈴や音声による誘導が望まれます。[P.79「視覚障害者を誘導する装置」参照]

整備基準

条例により整備が求められている事項及び基準の解説です。

整備基準

【適用施設／道路】

●整備基準

多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口又は駐車施設へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- ア 幅は、**内法を80cm以上**とすること。
- イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が**円滑に開閉して通過できる構造**とすること。
- ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる**段**を設けないこと。
- エ 床面は、水平とすること。

●基準の解説

- ① 車いすが通過できる最低の寸法です。
- ② 引き戸や引き分け戸、開き戸です。但し、引き戸の方が開き戸よりも開閉が容易です。車いす使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉や重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は設置しないようにします。
- ③ 高低差2cm以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48参照]

さらに望ましい基準

整備基準に加えてさらに望ましい整備の基準として、ハートビル法の誘導的基準を示しています。

さらに望ましい基準

●ハートビル法誘導的基準

出入口

- 1) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。
ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りではない。
- イ 幅は、**内法を90cm以上**とすること。この場合において、**1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を120cm以上**とすること。
- 戸を設ける場合においては、当該戸は、**幅を内法で120cm以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし**、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

設計のポイント・整備基準・
整備例のつながりがわかりや
すくレイアウトしています。

●整備例

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

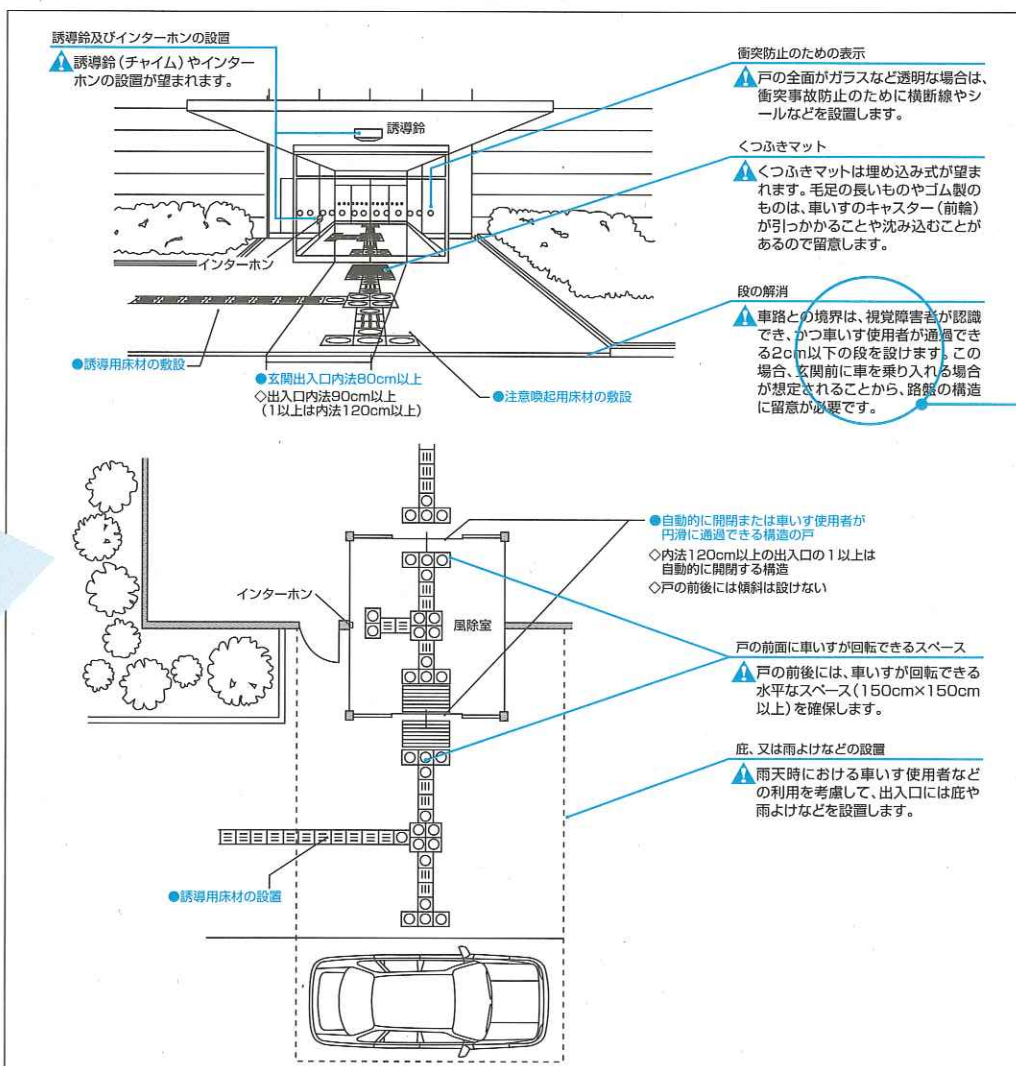
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

✕ 注意マーク

玄関部分

▲ 玄関部分は、階段とスロープを併設するようなことはできるだけ避け、全面がなだらかなスロープとなるような計画を心がけます。



事項の分類です。

参考例

設計の際に参考となる事項や望ましい整備のポイントです。

整備例

具体的な例を図解して示しています。

▲と✕

施設を利用する高齢者、障害者等の視線を踏まえ、わかりやすく解説しています。

○×による例示

高齢者、障害者等が利用する際に、特に問題となりやすい部分について、具体例を○×で示しています。

インデックス

小口 (断裁面) には、帯状にインデックスを設け、目的のページを探しやすくしています。

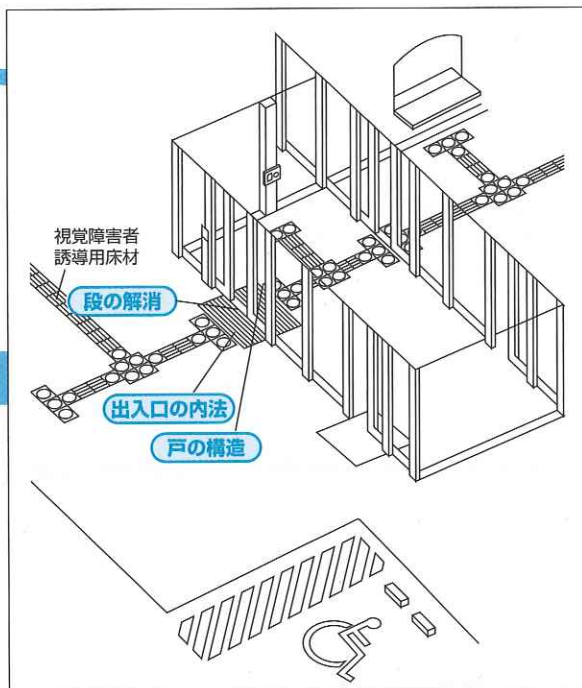
1 建築物

(1) 出入口 ①

設計のポイント

建築物の出入口は、多くの人々の動線が重なる部分であり、高齢者、障害者等を含む誰もが支障なく容易に通過する必要があります。

- 車いす等が通行しやすくするために、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないことに配慮が必要です。
- 視覚障害者を誘導する誘導用床材が必要です。また、誘導鈴や音声による誘導が望めます。[P.79 [視覚障害者を誘導する装置] 参照]



整備基準

【適用施設／道路】

●整備基準

多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口又は駐車施設へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- ア 幅は、**内法を80cm以上^①**とすること。
- イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が**円滑に開閉して通過できる構造^②**とすること。
- ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる**段^③**を設けないこと。
- エ 床面は、水平とすること。

●基準の解説

- ① 車いすが通過できる最低の寸法です。
- ② 引き戸や引き分け戸、開き戸です。但し、引き戸の方が開き戸よりも開閉が容易です。車いす使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉や重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は設置しないようにします。
- ③ 高低差2cm以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48参照]

さらに望ましい基準

●ハートビル法誘導的基準

出入口

- 1) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。
ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りではない。
 - イ 幅は、**内法を90cm以上**とすること。この場合において、**1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を120cm以上**とすること。
 - ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、**幅を内法で120cm以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし**、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

●整備例

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

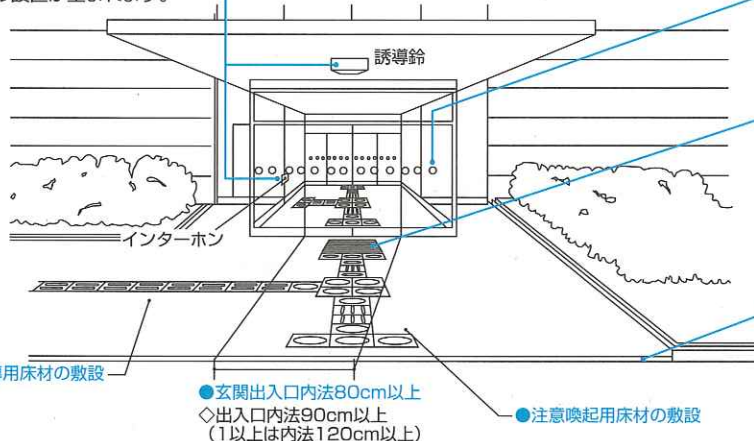
⊗ 注意マーク

玄関部分

▲ 玄関部分は、階段とスロープを併設するようなことはできるだけ避け、全面がなだらかなスロープとなるような計画を心がけます。

誘導鈴及びインターホンの設置

▲ 誘導鈴（チャイム）やインターホンの設置が望まれます。



衝突防止のための表示

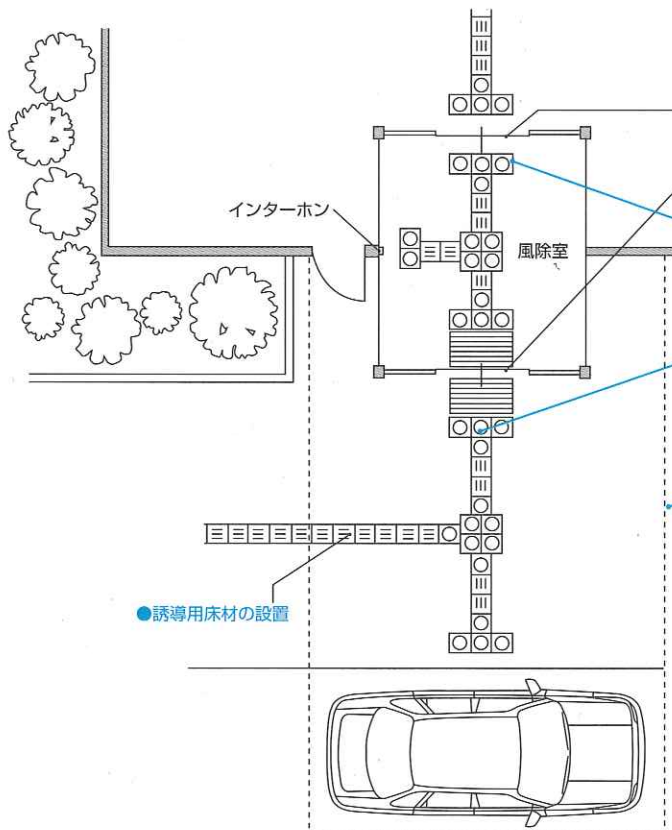
▲ 戸の全面がガラスなど透明な場合は、衝突事故防止のために横断線やシールなどを設置します。

くつふきマット

▲ くつふきマットは埋め込み式が望まれます。毛足の長いものやゴム製のものは、車いすのキャスター（前輪）が引っかかることや沈み込むことがあるので留意します。

段の解消

▲ 車路との境界は、視覚障害者が認識でき、かつ車いす使用者が通過できる2cm以下の段を設けます。この場合、玄関前に車を乗り入れる場合が想定されることから、路盤の構造に留意が必要です。



● 自動的に開閉または車いす使用者が円滑に通過できる構造の戸

◇ 内法120cm以上の出入口の1以上は自動的に開閉する構造
◇ 戸の前後には傾斜は設けない

戸の前面に車いすが回転できるスペース

▲ 戸の前後には、車いすが回転できる水平なスペース（150cm×150cm以上）を確保します。

庇、又は雨よけなどの設置

▲ 雨天時における車いす使用者などの利用を考慮して、出入口には庇や雨よけなどを設置します。